

## 利用料金

### ① サービス料金

#### 介護保険

■下表の金額は、介護保険法で定める訪問看護サービスの基本となる報酬単価です。

	20分未満	30分未満	30分以上～ 1時間未満	1時間以上～ 1時間30分未満
保健師・看護師	3,130円	4,700円	8,210円	11,250円
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1回(20分以上) あたり2,930円		3回以上 右記料金の90/100	

■上記の基本料金は、実際にサービスの提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画に定められた訪問看護サービスの提供に要する目安の時間を基準とします。

○本事業所は、介護保険法で定める訪問看護サービスの基準に適合している場合には上記の料金に、次のとおり加算されます。

#### 加算部分 (一部)

\*からだの状況や医療機器などの利用によって別途加算があります。

緊急時訪問看護加算	5,740円
特別管理加算 (I)	5,000円
特別管理加算 (II)	2,500円
ターミナルケア加算	20,000円
複数名訪問看護加算 30分以上 (1回につき)	4,020円
サービス提供体制加算 (1回につき)	60円
初回加算	3,000円

\*緊急時訪問看護加算は、本事業所がご利用者様又はそのご家族等の介護者に対して24時間の連絡体制を取り、計画外の緊急訪問を必要に応じて行う体制を取っている場合において、ご利用者の同意をいただいた上で、錠料金が加算されます。

## 医療保険

- ご利用様が末期がんや難病患者等である場合または急性憎悪等により、主治医が一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合には、医療保険から給付が行われ、医療保険の診療報酬の基準に基づいたサービス利用料金となります。

訪問看護基本療養費	週3日まで	5、500円
	週4日まで	6、500円
訪問看護管理療養費	月の初日の場合	7、440円
	2～12日目まで	3、000円
難病等複数回訪問加算（1日2回目まで）		4、500円
難病等複数回訪問加算（1日3回目以降）		8、000円
24時間対応体制加算		6、400円
ターミナルケア加算		20、000円
特別管理加算		2、500円
緊急訪問看護加算		2、650円

- \* 24時間対応体制加算は、本事業所がご利用者様またはそのご家族等の介護者様から電話等により、看護に関する意見を求められたり訪問看護の常時対応できる体制を取っている場合に、1ヶ月につき上料金が加算されます。
- \* 緊急訪問看護加算は、ご利用者様またはそのご家族等の介護者様の求めに応じて行われた主治医の指示により、本事業所が緊急にサービスを提供した場合に1日につき上料金が加算されます。
- \* ターミナルケア加算は、本事業所がご利用者様に対し、在宅療養支援診療所の医師と連携し、その指示を受け、ご利用者様がお亡くなりになる前2週間以内に複数回の訪問看護を行い、且つご利用者様のお亡くなりになる24時間以内にターミナルケアを行った場合に加算されます。
- \* 公費対象者の方は負担額が免除もしくは減額されることがあります。